

第6回ユニバーサルサービス政策委員会 議事概要

日 時 平成20年10月21日(火) 10:30~12:00
場 所 総務省1F 第1会議室
参加者 ユニバーサルサービス政策委員会
黒川主査、酒井主査代理、
菅谷委員、東海委員、藤原委員、三友委員
電気通信事業政策部会〔オブザーバ〕
高橋委員
総務省(事務局)
武内電気通信事業部長、淵江事業政策課長、
古市料金サービス課長、村松料金サービス課企画官、
飯村課長補佐、町田課長補佐、寺岡課長補佐

○事務局から報告書(案)について、前回会合での議論を踏まえた修正点を中心に説明。

菅谷委員 報告書(案)では、「IP電話」と「光IP電話」という両方の言葉が使われており、特に22ページにおいては記載が混在しているが、これはネットワークがメタルか光ファイバか、伝送方式が回線交換方式かパケット方式か、といったような区別で書き分けているものと理解してよろしいか。

事務局 単に「IP電話」とすると050-IP電話を含むことから、OABJ-IP電話に限定する場合には「光IP電話」という言葉を用いているところであり、この書き分けについては、平成19年12月まで開催の「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」から踏襲しているものである。

ご指摘の22ページに関しては、事業者の意見をそのまま引用したために生じた記載の混在と思われるが、それ以外の箇所については、統一的な書き分けをしている。

菅谷委員 メタルでもOABJ-IP電話が提供不可能というわけではないので、そのような書き分けをしているのであれば、注釈を入れるなどして言葉の定義を明らかにしておいた方がよいと思われる。

事務局 ご指摘を踏まえ、表現振りを検討したい。

酒井主査代理 ただし、「光IP電話=OABJ-IP電話」としたときに、メタルによる提供であれば現存の加入者回線アクセスは残るが、光ファイバによる提供であれば加入者回線アクセスを巻き取ってもよいという話につながるようになるかと思う。この報告書(案)の段階ではあまり気にとめる必要もないが、今後は解釈次第で意味合いに影響が出てくる可能性があることから、将来的には十分留意されたい。

次期見直しに向けた課題等として、36~38ページにおいて(ウ)光IP電話をユニバーサルサービスとする場合の課題、(エ)モビリティのあるサービスをユニバーサルサービスとする場合の課題、(オ)ユニバーサルアクセスの検討に向けた課題、といった場合分けで挙げられているところであるが、(ウ)では「光IP電話が加入電話の代わりとなりうるか」という単純な代替性についてのみ言及している一方で、(エ)では「携帯電話は加入電話の代わりとなりうるか」ということだけでなく、「世帯から個人へ対象範囲を拡大することの可否」や「持ち運べるという付帯的サービスの追加を許容するか否か」といった点にまで触れているところに大きな特徴があり、更に(オ)

ではブロードバンドまでを対象範囲を拡大するという意味で「サービスグレード自体が上がることを許容するか否か」というところまで言及している。現時点で深掘りする必要はないが、今後の議論においては、「加入電話の代替性」という視点と、「サービスグレードをどこまで上げられるか」という視点の、少なくとも大別して二つの方向があることを意識しておくことが肝要であると思われる。

東海委員 現行の制度構造を踏襲するといった安定性を求めた結論と理解しており、基本的には異論はない。また、接続料制度との関係についても、今時制度見直しにおいては、当面の措置であるという明確な意識の下できちんと議論を尽くし、結果的にこの報告書案の形に至ったのであることから、やむを得ないものと認識している。ただ、今後より大きな観点で更に議論をしていく必要があるものと考えている。

細かい点の指摘。①18ページに「収入増を図るとともに」とあるが、今後その見込みがありそうもないので削除してはどうか。②25ページの中継系事業者の扱いのところで「一定の負担」と「実質的に負担」の語が重複しているように感じられる。

③26ページの周知広報の項、「徒にコストをかけるのではなく」というのは表現としてどうか。効果的・効率的で読めるので、削除してはどうか。

事務局 ただいま頂戴した3点のご指摘については、ご指摘のとおり修正することとさせていただきます。

藤原委員 前回会合において、結論に至るまでの議論のプロセスが見えるように詳細に書いて欲しいとの要望していたところ。今回の案を見ると、ヒアリングでの事業者意見については概ね判別できるような反映がなされているが、委員間の議論の模様についてはあまり書き込まれていないような印象を受ける。意見募集の結果を受けて、もう一段議論が盛り上がるような検討項目があったならば、当該模様を垣間見ることができるよう反映をお願いしておきたい。

それから、私個人の感触ではあるが、報告書案に対する意見募集の結果に期待したいと思っている。例えば、今回提案のIP補正では大した補てん額の増加にはならないのだが、そのことをNTTはどのように受け止めているのだろうか。また、負担事業者の範囲に関して、「中継系事業者も含める」とか、「収益10億円未満を除外する規定をどうするか」といった検討項目については、今回は変更なしとしているところであるが、それらを提唱した事業者がこの結果をどのように受け止めているのか、等について非常に興味がある。いずれにしても、意見募集の結果を踏まえて、改めて議論させていただきたいと思っている。

黒川主査 確かに、この委員会での議論の模様について、もう少し臨場感が出るような形での反映がなされることは、より望ましいことである。

例えば、「負担事業者の事業規模」について検討を行ってきたわけであるが、「対象収益額10億円超基準」については、「見直しを行っても実質的影響がないから措置しない」という結論のみを記載しておくのではなくて、「本来は、関わりのある全受益者が負担することがルールとして望ましい」といった観点からの議論の経過が記されていても良いのではないかと感じているところ。

三友委員 この報告書案において「2010年代初頭以降（第1期）」、「2010年代初頭以降（第2期）」との表現がなされているわけであるが、「光IP電話をユニバーサルサービスの対象に含めるかどうか」という「2010年代初頭以降（第1期）」の入口の議論よりも、「2010年代初頭以降（第1期）」から「2010年代初頭以降（第2期）」への移行期、すなわち、「ユニバーサルアクセスの時代の到来の見極め」の議論の方がより大きな影響や変化を与えるものと認識しているところ。今回、ひとつの方向性として「ユニバーサルアクセス」というものが示されたところであるが、「20

10年代初頭以降（第2期）」が実際どのような世界になるのかについては、非常に関心があることから今後さらに注目していきたいと思っている。

なお、細かい部分ではあるが、ここで報告書案の記載内容について4点指摘しておきたい。①6ページに「加入電話を代替・補完するサービスとして携帯電話、光IP電話が急速に普及」とあるが、本来、加入電話の代替・補完が携帯電話や光IP電話の使命というわけではないと考えるがいかがか。②8ページに「このアンケート結果からは、携帯電話等戸外における通信手段は多様化しているものの」とあるが、ここに記載されているアンケート結果からは通信手段の多様化を導き出すことはできないと思われる。もしも、そのような結果を導きたいのであれば、該当するアンケート結果を追記する必要があると考えるがいかがか。③17ページの引用部分が正確なのか確認されたい。④21ページのIP補正方法の説明において「中立化」という語が用いているが、ここで言う「中立化」とはどのような状況になることを表現しているのか。対象総回線数の増分補正によって、IP化の進展に伴う影響を相殺させることを「中立化」と表現をしているのか。そうだとするならば、果たして、それを「中立化」と表現することが適当なのだろうか。

事務局 ただいま頂戴した4点のご指摘について、①②④に関してはご指摘を踏まえた表現振りの修正や工夫を図ることとし、③に関しては確認をさせていただきたい。

高橋委員 26ページに「消費者保護の観点に立ち、」とあるが、その前段に「国（総務省）、支援機関、負担事業者は、引き続き、それぞれの立場で」としていることから、「消費者保護の観点から、」と表現する方が適当と考えるがいかがか。

また、「説明等をより詳細に」とあるが、詳細に説明しても利用者は分からないし、読まなくなってしまう。「説明等をより分かりやすく」との表現が適当ではないか。

全体的に、過去・現在・未来について曖昧であること、語尾が「必要である」等、委員会としての主体性が全面に出てこないような表現が目立つことが非常に気になったところ。委員会として提出する報告書なのだから、例えば、要請事項であれば「強く求められる」等、委員会としての意志を示す形の表現に変更できないだろうか。

事務局 ご指摘の点に関しては、ご趣旨を踏まえて修正を行うこととしたい。

黒川主査 では、修文については主査に一任いただき、10月28日（火）に行われる情報通信審議会電気通信事業政策部会に報告することとする。

※その他

- ・部会報告後、答申（案）として公表し、約一ヶ月間の意見招請を実施する予定。
なお、次回会合は12月頃に開催し、意見招請結果を踏まえた検討を行う予定。

～ 以 上 ～